

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/11/10号 (No. 382)_ジェトロオンラインセミナー参加募集特別号

=====

平素より「CHINA IP Newsletter」をご愛読いただき、誠にありがとうございます。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所は、11月26日（木）に「専利法第4次改正の変更点と課題～本当に知りたいポイントとアドバイス～」と題するオンラインセミナーの開催を予定しております。

本オンラインセミナーでは、NGB株式会社顧問の張華威先生を講師にお迎えし、先に採択された「専利法第4次改正」に係る概要をご説明いただくとともに、実務担当者が知るべきポイントの解説、今後の業務におけるアドバイスをいただく予定です。また、講演の後には30分程度の質疑応答の時間を設け、参加者の皆さまが抱える疑問にお答えいただく予定です。

2021年6月の施行を控え注目を集める「専利法第4次改正」に対する理解を深めるための、有益な機会であると考えておりますので、奮ってご参加いただければ幸いです。

本オンラインセミナーへの参加を希望される方におかれましては、以下の開催概要をご確認いただき、「8. 申込方法」に記載のあるフォームより、お申し込みをお願いいたします。

――開催概要――

1. 日時： 11月26日（木） 14:00～15:30（中国時間）
15:00～16:30（日本時間）
2. 形式： Web 会議システム Zoom を利用したオンラインセミナー
3. 言語： 日本語
4. 講演者： 張 華威 NGB株式会社 顧問
中国弁護士・中国弁理士資格・日本国付記弁理士
5. 議事（全て中国時間）：
14:00～15:00 講演「専利法第4次改正の変更点と課題
～本当に知りたいポイントとアドバイス～」
15:00～15:30 質疑応答
6. 参加費： 無料
7. 定員： 最大400名程度（先着順）
8. 申込方法：
2020年11月24日（火）17:00までに、以下のフォームにアクセスいただき、
必要事項をご記入の上、お申し込みください。
<申し込みフォーム>
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/senri-rev-seminar>
9. お問い合わせ先
ジェトロ北京代表処知的財産権部
Tel：010-6528-2781
E-mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト : <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=NjNdCfRiW6w53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved